

申請に対する処分の審査基準

担当部署:福祉部生活支援課

No.013

処 分 名	総合福祉センター（あしすと春日部）の附属施設の使用許可及び制限
処 分 の 概 要	総合福祉センター（あしすと春日部）の附属施設（講習室、研修室、調理実習室及び福祉団体交流室）を使用しようとするときは、春日部市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	春日部市総合福祉センター条例（平成17年条例第86号）第22条 春日部市総合福祉センター条例施行規則（平成17年10月1日規則第20号）第5条
審 査 基 準	<p>◎春日部市総合福祉センターの附属設備の使用の許可は、次の（1）または（2）の要件を満たし、かつ（3）（4）（5）（6）（7）（8）の全てに該当しないことが必要です。</p> <p>○どちらかを満たす必要があるもの （1）福祉ボランティア団体及び市内の福祉関係団体 （2）その他市長が必要と認めたもの</p> <p>○該当した場合でも許可できないもの （3）秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 （4）建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。 （5）営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に総合福祉センターの名称を使用するとき。 （6）特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。 （7）特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。 （8）その他管理上支障があるとき。</p>
標準処理期間	3日（申請内容の確認・審査に要する期間1日を含む）
設定年月日	平成27年4月1日
申請時期	随時
申請方法	本庁3階生活支援課社会福祉担当窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

春日部市総合福祉センター条例

(使用の許可及び制限等)

第 22 条 附属施設を使用できるものは、次に掲げるものとする。

(1) 福祉ボランティア団体及び市内の福祉関係団体

(2) その他市長が必要と認めたもの

2 附属施設を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

(1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。

(3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に総合福祉センターの名称を使用するとき。

(4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。

(6) その他管理上支障があるとき。

4 市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

春日部市総合福祉センター条例施行規則

(附属施設の使用の許可手続)

第 5 条 条例第 22 条第 2 項の規定により、その他附属する施設の使用の許可を受けようとする者(次項において「附属施設の申請者」という。)は、春日部市総合福祉センター施設使用申請書(様式第 11 号)により市長に申請しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、春日部市総合福祉センター施設使用許可書(様式第 12 号)を当該附属施設の申請者に交付するものとする。

3 第 1 項に規定する申請は、使用する日の 1 か月前からとする。